

【委員会記録】

笠井委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。(14時20分)

これより、危機管理部関係の調査を行います。この際、危機管理部関係の6月定例会提出予定議案等について理事者側から説明願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】(資料①)

- 議案第1号 平成24年度徳島県一般会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正について
- 議案第4号 食品衛生法施行条例の一部改正について
- 報告第2号 平成23年度徳島県繰越明許費繰越計算書について

【報告事項】

- 徳島県震災対策推進条例(仮称)の制定について

納田危機管理部長

危機管理部から6月定例会に提出を予定しております案件につきまして、御説明申し上げます。

お手元の危機管理部の県土整備委員会説明資料に基づき、御説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

危機管理部における6月補正予算案といたしまして、一番下の計の欄の左から3番目の欄に記載のとおり、1,100万円の補正をお願いするものでございます。補正後の予算額は24億7,094万4,000円となっております。財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

補正予算の課別主要事項について、御説明申し上げます。

安全衛生課についてであります。

消費者行政推進費の摘要欄①消費者行政推進費であります。食の安全性への消費者の不安解消、民間団体を含む地域全体の消費者問題への対応力向上を図るため、消費者行政活性化基金の積み増し金として、600万円を計上いたしております。

また、県民の食に対する不安を解消するため、NPO法人徳島県消費者協会が実施する検査機器を活用した放射性物質検査など、消費者の食の安全安心を確保するための活動を支援する、食品安心推進事業に要する経費として、500万円を計上いたしており、安全衛生課全体で1,100万円の増額補正を計上いたしております。

3ページをごらんください。

そのほかの議案等といたしまして、条例案を2件提出いたしております。

1点目は、徳島県危機管理関係手数料条例の一部改正でございます。平成24年4月の組織の再編に伴い、徳島県危機管理関係手数料条例について所要の整理を行う必要があるため、改正を行うものでございます。

4ページをごらんください。

2点目は、食品衛生法施行条例の一部改正でございます。食品衛生法施行令の一部改正等により、食品衛生検査施設の設備及び職員の配置について県の条例で基準を定めるなどの必要があるため、改正を行うものでございます。

続きまして5ページをお開きください。

平成23年度繰越明許費繰越計算書でございまして、南海地震防災課所管の防災対策指導費、安全衛生課所管の食肉衛生検査所運営費の状況を記載いたしております。両事業につきましては、平成24年2月定例会におきまして繰越予算額の議決をいただいたところでございます。翌年度繰越額につきましては、両事業合わせて1億1,484万1,475円となっております。今回繰り越しました事業につきましては、早期の事業完了に努め、事業効果を発現できますよう最善の努力をしまいたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

危機管理部関係の提出予定案件の説明につきましては、以上でございます。

なお、この際、1点御報告いたします。

徳島県震災対策推進条例(仮称)の制定についてであります。条例につきましては、県民が一丸となって災害に強い地域社会を実現することを目的として、さきの2月議会において素案をお示したところであり、その後、制定に向けた作業を進めております。現時点では、津波災害に対する土地利用規制のもととなる最大級の津波に関する浸水予測図の作成に必要な国のデータが公表されておらず、提供され次第、県として速やかに作業に着手できるよう準備しているところであります。また、条例に関連し、公表予定である活断層位置図などについても学識者による最新の知見に基づき作業を進めているところであります。当条例の制定に向けましては、土地利用規制を伴う性格上、県民や関係機関の皆様からの御意見を十分にお聞きする必要がありますと認識しており、これまで全市町村に対して条例の詳細な説明を終え、御意見をいただいております。今後、さまざまな方面からいただいた御意見を踏まえ、早期に制定できるよう全力で取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上、御報告を申し上げます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

笠井委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

長尾委員

先日、当委員会で北島町にある県立防災センターを視察いたしました。きょうは柿成防災人材育成センター所長も来られております。視察のときにちょっと見ていないのでわからないのですが、更新していればそれで結構です。あの県立防災センターは、神戸市の人と防災未来センターとあわせて阪神・淡路大震災の直後にできたと思います。当時は阪神・淡路大震災という未曾有の大きな災害であったわけで、大変関心も高く、県立としては大変すばらしい内容だと思う。ただ、何度かお邪魔したとき、入って奥の部屋で上映しているDVDは、阪神・淡路大震災を想定したような中身だったと思うのですが、今でもあれはやっているのでしょうか。

柿成防災人材育成センター所長

今でも上映しております。

長尾委員

あれは、徳島県で阪神・淡路大震災のようなものが起きた場合どうなるかということをシミュレーションしたものであって、少なくとも昨年の3.11があった後、内容としては十分ではないのではないかなと。つまり、高知県の黒潮町では34メートルというとてつもない数字を内閣府が出しています。特に県南部のほうは津波対策ということで、少なくともどう逃げるかということが大変大事なポイントになっているにもかかわらず、確かに阪神・淡路大震災というのも起きる可能性があるわけですが、私は少なくとも敏感に対応していく必要があるのではないかと思います。したがって、三連動地震を想定した津波の怖さ、そして津波からどう逃げるかといった教訓を入れたものを早急にもう一面つくり、県民の皆さんに見ていただくべきではないかと思いますが、どうでしょうか。

柿成防災人材育成センター所長

ただいま御指摘をいただきました。

先日の視察の際、委員のほうから津波の高さと時期についてということで、昭和南海地震のものとお返事を申し上げたところでございます。津波につきましては、講座などの啓発でやりやすいわけではございますが、少なくとも体験ということになりますと、なかなか難しいと考えており、私どものほうといたしましては津波の怖さをどうすれば知っていただけるかということを職員一同いろいろ考えているわけではございます。今年度何かできないかということで、できるだけ津波のことを知っていただけるように検討してまいりたいと考えております。

長尾委員

何十年も同じものを展示すると、魅力がなくなり、リピーターも来なくなりますので、少なくとも時代に即した内容を常に考える必要があるのではないかと思います。東日本大震災をイメージしたもの、どうやって逃げるかといったものをぜひ早急に検討していただきたい。重ねて強く要望しておきたいと思います。

それから、委員長がお住まいになっている徳島市川内町は津波避難困難地域と言われております。この津波避難困難地域という表現はだれがつくった表現なのでしょう。例えば国がああ言葉をつくって、県や市

町村はそれを使わなくてはいけないのか、それとも県単独で別の言葉を使っていいのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

楠本南海地震防災課長

津波避難困難地域というのは津波到達時間内に避難することが難しい地域であるということで、国のほうの対策、検討など内部での言葉でございますので、県のほうで変えることは可能であり、法的に変えてはいけないものではないと思います。

長尾委員

なぜこんなことを申し上げたかと言いますと、言葉というのは非常に大事で、例えば山間部の限界集落、また後期高齢者医療制度など、いろんな言葉が本当に適切な表現なのかということが問われる場合があります。例えばハザードマップで色分けをする。色分けをするとどうなるかという、うちは大丈夫、あなたのところはだめというふうになりかねない。今、自分の住んでいるところが津波避難困難地域と言われれば、今後どうなるのかという不安も大変大きいと思います。昨年の3.11以降、私は大変衝撃的な言葉と受け取っているわけですが、最近、釜石の奇跡というものを提唱した群馬大学の片田教授が、津波避難困難地域という言葉はよくない、津波避難促進地域に変えるべきだと言っています。つまりどうやって速く逃げるか、どういうところに逃げるかということが、そこに住む人間への意識づけで非常に大事だと。ここはいち早く避難することを考えなくてはいけない地域だという。津波避難困難地域といえばアウトというイメージで、そうではなく津波避難促進地域という言葉が非常に大事だと防災、減災の第一人者である片田教授がおっしゃっています。当然、これは国においても今後議論していただかないといけない言葉と思うのですが、今のお話では本県でも独自にできるということで、県民の皆さんに防災、減災ということを全面に押し出していくのであれば、県としてもこの言葉をぜひ検討すべきではないかと思うのですが、どうでしょうか。

楠本南海地震防災課長

私も片田先生の講演などを読ませていただいております。

まず、そういった表現は避難しようという気持ちをなくすようなことにもなりかねませんので、やはり基本面の問題で、学校教育で子供たちが地域を愛することから始めることが非常に大事であると思います。ただ、国におきましても災害対策において津波避難困難地域における避難ビルや避難施設の促進など、事業に使われておりますので、国における事業体系なども研究し、避難が困難な地域に住んでいらっしゃる方の避難を促進するため、おっしゃったとおり避難を促進すべき地域だという位置づけをもって、県のほうも施策などを進めていきたいと考えております。

長尾委員

徳島県や高知県といった太平洋沿岸地域の県はこぞってそうでしょうが、とにかく避難する、逃げるということが最大の問題でありますから、そういう地域についての表現というのは大事だし、課長の話にあった位置

づけの意味でもこの言葉を県もぜひ大事にして、今後のいろんなことについて適切な表現をしていただければありがたいなと思っております。

最後に、ことし、本県にドクターヘリを導入することになりました。先日、県立中央病院を視察した折、屋上にヘリポートがございました。今秋に病院が開院すると、そこから稼働し、それまでは練習期間、訓練期間ということでもあります。

先日、美馬市脇町にある民間のホウエツ病院横のヘリポートでお披露目の式典があって、ドクターヘリが飛んでいきました。地域住民の関心も大変高く、特に商工関係の方も来られていました。

そこでお聞きいたしますが、本県は今までドクターヘリはなかった。だから消防防災ヘリにドクターヘリ的機能というものを付加し、今まで活動してきた。今回、県がドクターヘリを購入し、今秋から本格的な稼働に入る段階において、今までは若干ドクターヘリ的な機能を分を負っていったが、そのことによって逆に消防防災ヘリ本来の機能というものができる。その辺の役割分担、つまり今までドクターヘリ的機能で出動した割合、それがドクターヘリ導入によって今後ドクターヘリのほうにほとんど転嫁できるのか、その辺の実情、今後の見通しについてお聞かせいただきたい。

松本消防保安課長

ドクターヘリ導入後の消防防災ヘリの活用方法などについての御質問でございますが、ドクターヘリにつきましては、今秋の中央病院の完成に合わせ、本格的に稼働することとなっております。ドクターヘリ導入後の消防防災ヘリとの役割分担ですが、現在、当課と保健福祉部の所管課、それと医療、消防機関などで構成いたします徳島県ドクターヘリ運航調整委員会のおきまして、役割分担について検討しております。ドクターヘリの役割分担につきましては、救急現場への出動や救急処置などが必要な救急患者の転院搬送に一義的に対応し、消防防災ヘリのほうは比較的症状が落ちついている、安定されている患者の転院搬送に一般的、一義的に対応することになっております。なお、ドクターヘリ専用機の導入後、ドクターヘリが出動し、重複要請がかかってきた場合、またある程度大規模な事故発生時、多数の患者の搬送が必要となる場合、もちろん消防防災ヘリもバックアップというか同時に出動することとなっております。

それと消防防災ヘリのドクターヘリ機能的な運用ということでございますが、消防防災ヘリは平成10年に導入し、平成20年8月からドクターヘリ機能として運航しております。

その運航実績につきましては、平成23年度実績で26件のドクターヘリ機能として出動しております。平成20年度が36件、平成21年度35件、平成22年度38件、平成23年度26件ということで、ドクターヘリ機能としての出動は二、三十件を推移しております。ちょっと全体件数の資料が出てきません。

長尾委員

私の友人が三好市池田町に住んでおりまして、先日、弟さんが県立三好病院で治療を受けて、岡山県倉敷市の病院へ行かなくてはならないため、車で行くのか悩んでいたとき、医者に相談したらヘリコプターを飛ばしてもらえろということで、愛媛県の消防防災ヘリで運ばれたと。それはよかったということで、本県はまだドクターヘリを飛ばしていないので、消防防災ヘリがその辺の代わりをして、それによって助かる命を助けるということが、今後、大変大事なことだと思います。そこで兵庫県の公立豊岡病院へ視察に行った折、あそ

こは1日平均 2.5 回ぐらい出動していたと思うのですが、多いときには1日 10 回ぐらい出動すると。本県のドクターヘリは、今のところ県立中央病院で1日1回ぐらいの想定をしている。兵庫県立の中央病院のドクターヘリはコールサインだったかな、救急車から出動要請するときの言い方ですよ。それがある程度幅広くあれば、呼べばすぐ来る、かなりしっかりしていると。物すごく限ったら、出動回数は極端に少なくなるわけで、そのあたり本県のドクターヘリは多分そういったサインは検討していると思うのですが、消防防災ヘリもそれと同じような共通のサインで出動するようになるのか、ドクターヘリと消防防災ヘリは違うのか、そこはどのようなのでしょうか。

松本消防保安課長

ドクターヘリと消防防災ヘリが共通の出動要請方式で出動するのかという御質問でございますが、長尾委員がおっしゃるのはキーワード方式、人が倒れている、心肺停止など、そういうキーワード方式と思います。そこら辺につきましても県と医療機関、消防のほうで構成するドクターヘリ運航調整委員会において検討中です。まだ共通にするのかどうかということについては最終決まっておりませんが、今秋の本格運航までには詰めていきたいと考えております。

岸本委員

1点だけ、自主防災組織についてお伺いしたいと思います。私が手持ちで持っておりますのは、去年の平成 23 年4月1日の資料ですが、自主防災組織率が 100%のところ、それから下では 25.7%ということで、24 市町村で非常に幅があると。県全体では 87%となっておりますが、直近の資料ではどんな状況になっていきますか。

柿成防災人材育成センター所長

直近の平成 23 年4月1日現在ですが、徳島県全体では 87%、市町村別で申しますと、徳島市が 100%ですが、すべて申しましょうか。

岸本委員

結構です。それより新しいものはないのですか。

柿成防災人材育成センター所長

今、平成 23 年度の分しかございません。

岸本委員

3.11 以降、平成 23 年4月1日が最も新しいということでしたら、ぜひもう少し直近の分の把握に努めていただきたいと思います。

それから先日、自由民主党・県民会議と市町村長さんとで意見交換会を実施いたしましたが、そのときに自主防災組織についてたくさん意見がございました。辛らつな意見で申しますと、県は率ばっかり言ってい

る、率ではない、何をすべきかという中身が問題ですと。各市町村はそれぞれ中身づくりに頑張っているというお話がありましたが、その中でやっぱり温度差があると思いますので、県としてぜひとも取りまとめ、基準づくりを行っていただきたいという要望がございました。今後の対策であり、そういう御意見に対しての県としての姿勢はどうでしょうか。

宮内防災人材育成センター次長

組織化のマニュアルにつきましては、平成18年度に「地域で守ろう自主防災組織」と題しました自主防災組織の結成や活動マニュアルを作成いたしております。各市町村にも配付されております。また、県のホームページを通じまして、県民の皆様にも閲覧、ダウンロードできるように掲載しております。しかしながら、作成から約6年が経過しております。そういったことで、昨年の東日本大震災の教訓や課題、さらには本県で今年度公表する新たな被害想定を踏まえ、市町村が結成または活動の活性化に向け、動きやすいような形のもの活動を活動マニュアルとして改定を行うこととしております。

岸本委員

自主防災組織ということで、言葉1つでなかなかいかないといった部分はございました。例えば、山の上の家が1軒しかない過疎地域でどういうふうにつくるのですか、市内では何軒単位でつくるのですかという意見がまちまちにありましたので、組織の形態については非常に難しいところがあると思います。活動について、もう一度再整備していただくということでございますので、ぜひ基準づくりを再徹底して、全市町村100%を目指していただきたいというふうに思います。

それからそれに関連しまして、各市町村さんのほうにお聞きしますと、例えば資金援助をしている、それから備品で援助をしているいろんな啓発、促進策をとられているということで、県のほうで現在考えられている啓発策、促進策というのはございますか。

柿成防災人材育成センター所長

自主防災組織につきましては、基本的には市町村のほうでやっていただくということでございまして、これまで県のほうは啓発ということを中心にやってきております。寄り合い防災講座で地元に出ていって、いろいろ基本的な啓発を行う。あるいは「命のきずな」ネットワークということで、自主防災組織がお互いに勉強をやっていくというような事業にも取り組んでおります。基本的にはこうした啓発を通じ、支援してまいりたいと考えております。

岸本委員

啓発ということで、ある市町村さんから要望がありましたが、寄り合い防災講座で県のほうからたくさん来ていただき、非常に助かっているという御意見もいただいております。

ただ、一気に進めていくために、ぜひとも啓発DVDをつくってほしいというような要望がございましたので、お伝えしておきます。何か啓発について計画がございますか。

宮内防災人材育成センター次長

ただいま御指摘がございました自主防災組織の結成あるいは活動を活性化するため、我々職員一同が寄り合い防災講座と申しまして、平成 22 年度は 242 回、平成 23 年度につきましては 401 回、3.11 以降、県民の関心が高まったものと思っておりますので、これについては引き続いて県職員が地域に出向き、地震に関する必要な基礎知識などを説明させていただきたいと考えております。なお、先ほどのDVDでございますが、今年度、知っておきたい防災講座を実施しており、そういった県が実施する講座などを編集、収録いたしまして、各市町村に設置されております自主防災組織の方々に活用していただく、またその活用に際しましては、県立防災センターに防災ライブラリーというのを設置し、そちらのほうにでき上がったDVDを出させていただいて、貸し出しするといった考えで進めてまいりたいと思っております。

岸本委員

それではこれで終わります。徳島県のどこに住んでいても同じような基準で自主防災組織が活動されると、それで自主防災組織をみんなの活動にしていこうと各市長さんのほうで頑張っていると思いますが、県のほうとしても啓蒙であったり、中身の濃い自主防災組織となりますように今後とも御支援をいただきたいというふうに思います。

嘉見委員

今聞いていて、ちょっとおかしいなと思うのですが、東日本大震災が起り、津波の高さなどいろいろ出している。危機管理部では、徳島県下で最も被害が出るのはどこだと想定して事業を進めているのか。岩手県、福島県、宮城県といろいろ行きましたが、海岸縁みんな一緒の被害を受けたわけではない。今聞いていて、被害は一律ではないと思う。お金もないときに一律に一緒のことをしていたのでは、とてもではないができない。津波の高さだけでなく、最も被害を受けるところ、たくさんの方が出そうところはどこかというようなことを危機管理部がきちりと言い、対策をとってもらわないと。

私どもは一律という話はとてもではないが受け入れることができない。山のほうで津波が起こるわけなし、全然違うと思う。この辺どうですか。

楠本南海地震防災課長

三連動地震による被害について、どういったところが最も大きくなるのかということで、県内であればまずは沿岸域を抱えております沿岸9市町対象に津波対策緊急相互事業をさせていただいております。緊急的な津波により大被害を受けるエリアということで、避難路、タワーの整備といった県の事業も集中的にさせていただいております。それと平成 15 年に被害想定を出しまして、災害の発生時間帯にもよりますが、人口、耐震化が進んでいるエリア、火災が発生するエリアなどにより、それぞれ市町村ごとに死者数、倒壊数というのを出しております。今年度、そういった被害に応じたそれぞれの被害想定を数値化して出していく予定でございます。津波による被害がやはり想定されますので、現在、避難を軸にした事業をまず沿岸9市町で重点的に展開させていただいているところでございます。

嘉見委員

まだ決まっていないような言い方ですが、徳島県に国の補正予算が150億円つきました。補正予算をどこへつけたらいいのか国と県とで決められないのですか。今切川、吉野川、那賀川、岡川などで150億円ぐらいついているのですが、私どもが見ている、本当にこれは必要なと思いました。危機管理部がこういうところが危ない、ここへつけないといけないというようなことを言っていたかないと、お金がついてきたらどこでもいいというのでは、何のために危機管理部があるのかわからない。黒川委員のところに津波が来るわけがない。徳島県でどこが最も危険なのかということをもっとはっきりして、そのための対策をとってもらわないと。みんな平等ですと言われても、危険なところにいる人間はたまらない。

笠井委員長

今、嘉見委員が言われたことは非常にわかるのですが、この場でどこの町が悪いとか具体的に言えるのかな。

楠本南海地震防災課長

災害の対応です。

まず災害のリスク性について、南海地震の30年以内の発生確率というのが60%と切迫しております。それから昨年度の風水害によりまして、3名の死者が出ました。毎年訪れる台風、風水害被害というのがございますし、西部におきましては土砂災害、河川のはんらんといった対応もございまして、それぞれの地域、市町村によりまして、災害のリスクというのがいろいろございます。まず津波に関しましては、より厳しい県南地域のほうが津波も高くなる、到達時間も早くなるということで、緊急的な津波対策というのをさせていただいております。

あと、今御質問にありましたのは主に県土整備部関係の事業でございますので、そういった観点で私どものほうも連携し、地震であれば行動計画など、災害に対するリスク性といったところを重点的にしていくというのを県庁の中で定めておりますが、津波だけの災害というだけで、それぞれ市町村の災害危険度をお答えするのはなかなか難しいものでございます。

嘉見委員

東日本大震災を教訓にするようにと知事が言っているでしょ。東日本大震災において、どこで最も多くの人間が死んでいるのかを見たら、すぐにどこを対策しないといけないかということがわかるはずですよ。何万人が死んで、いまだに3,000人が行方不明となっています。徳島県でああいう震災が来たらどうなるかという想定はできるでしょ。それをせずにお金を使っているのですよ。

楠本南海地震防災課長

災害の対応につきましては、やはり津波が高く、到達時間が早い地域でございます。仙台市などであれば、大体津波が2m以上あれば人命にかかわりますので、必ずしも高さだけでの比較は難しいものでござい

ます。ただし、東日本大震災を受けまして、私どもの施策は、特に津波被害を受ける沿岸の市町村に対し、緊急的に対策を講じる上での補助という形で集中的な支援をさせていただいております。

嘉見委員

それは当たり前の話ではないですか。20メートルの津波が来ても人がいないところでは被害を受けないのではないですか。人がいる地域、津波の高さなど、みんな計算していないのですか。人間はこのくらいいる、津波の高さはこのくらいと危機管理部では想定して動いていないのですか。

楠本南海地震防災課長

津波であれば、人口集中地域のほうが死者とか経済被害というのが当然多くなると思います。委員がおっしゃるのは市町村とかエリアごとの被災率というような観点でしょうか。

津波や地震動が起こることにより、県全体で死者数、被害というのが大きく上がるようになります。そういった分の被害想定というのは以前出しておりますし、今度国から出るものをもとにして、そういった死者数、倒壊数などの被害想定を改めて実施する予定でございます。

嘉見委員

結局、昔の津波の状況など、みんな把握しているのでしょうか。それで津波の高さがこれだけ来ると、人口はこれだけありますと。笠井委員長が言っているように、言えないなら言えなくてもそのような対策をしていくのが当たり前の話です。私が見ていても、そのようにしていない。お金がついたから、ただずっと流しているように思います。国と県土整備部とで、きちんとできているようには思いません。きょうはこのぐらいで終わります。

岸本委員

先ほど自主防災組織の基準づくりをということでお話ししました。今、嘉見委員から場所によったら違うでしょという話がありましたが、勘違いのないようにちょっとお話しさせていただきたいと思います。

まず災害の強度。例えば地震だと震度7が来るのか、震度3が来るのか。それから災害の種類。台風、台風による浸水被害、また津波、当然、山に津波が来るとは想定しませんから、山のほうでは山津波など、いろんな災害の種類によって変わってきます。それと人為的なほうでは自分の組織の中の人員構成、要援護者の方がたくさんいらっしゃるなど、いろんな方がいらっしゃって、徳島県においては千差万別、いろんな状況があるといった中、必要最低限、自主防災組織とはこんなことをするんですよというようなことに対し、市町村のほうから県に対して基本づくりをしてほしい、基本ができたら最低限それをしてほしい、その活動がそれぞれの地域に合うように生かしてほしいということで、強く要望があったように感じています。今委員がおっしゃったことももっともなことでございますし、私のほうの要望が薄れてはいけないと思ったので、基準づくりはきっちりしてほしいということを要望させていただきます。

笠井委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、危機管理部関係の調査を終わります。

次に、当委員会の県外視察についてでございますが、ただいまの予定といたしましては、7月18日から20日までの3日間の日程で、新幹線、港湾、流域下水道施設の整備状況等を調査するため、北海道方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、視察先において特に調査したい内容等がございましたら、事前に委員長までお伝えいただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

これをもって、県土整備委員会を閉会いたします。(15時12分)